

# 消費者110番から



## 「お試し」のつもりが 定期購入だった！

### 相談事例

インターネットの広告に「今ならお試し価格100円」と書かれていた健康食品を見つけ注文した。商品が届き試してみたものの、続けて買いたいと思わなかった。そのままだと1か月後、再び同じ健康食品が届き、6000円の請求書が入っていた。1回限りだと思っていたので、驚いて業者に電話をしたところ、4回購入が条件の定期購入だと言われた。画面の下の方にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みをした時には気付かなかった。健康食品は必要ないので2回目を解約返品したいが、2回目の料金を支払わなければならないのだろうか。

### 回答

インターネットの画面には「1回目100円」「初回実質0円（送料のみ）」など通常価格より、かなり低価格で購入できることを謳いながら、数カ月の定期購入が条件となつている健康食品や化粧品などの通信販売に関する相談が、あいかかわらず多く寄せられています。

1回だけのつもりで注文したところ、2回目の商品が届き、初めて定期購入が条件となつていたことに気付くことが多く、2回目以降の価格は初回より高額です。業者に解約を申し出ても、「定期購入なので条件の回数分

は購入してもらおう」と断られたり、初回の商品を定価で購入すれば解約できると言われたり、高額な請求をされることが多いようです。

また、解約しようとして業者に電話をしても話し中で繋がらないという相談もあります。

通信販売は、訪問販売や電話勧誘販売と違ってクーリング・オフが出来ません。届いた2回目の商品の返品ができるかどうか、返品できる場合の条件などは、業者の広告に記載された内容に従うこととなります。

「お試し」や「無料」、「今だけ」という言葉に惑わされ

てすぐに申し込むことなく、最後まで広告をしっかりと読んで、注文する前に定期購入になつていないかどうかや返品条件を必ず確認しましょう。

消費者トラブルはひとごとではありません。自分は大丈夫と思わず、日頃からいろいろな消費者トラブルについて知っておくことは大切です。

不安に思った場合やトラブルになった場合はできるだけ早く最寄りの消費生活センターに相談して下さい。

■問い合わせ及び消費者トラブルのご相談は

徳島県消費者情報センター

「消費者110番」

TEL/088(623)0110